

第10回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年1月30日（月） 午前9時00分～
- 2 開催場所 役場1階 101会議室
- 3 出席委員 16名
 

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	9番	坂本建吾	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	3番	小笠秀哉
推進委員	4番	興梶千恵美	推進委員	5番	畦池 港
推進委員	6番	小貫峰重	推進委員	8番	木村俊一
- 4 欠席委員 2名
 

推進委員	2番	田中春男	推進委員	7番	渡邊已鶴
------	----	------	------	----	------
- 5 議事内容
  - 議案第21号 非農地判断の承認について
  - 議案第22号 「農地法第3条下限面積の別段面積に関する告示について」の廃止について

事務局長	ただ今から第10回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に6番と7番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。 議案第21号非農地判断の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	今回も、まとまった場所ごとに審議をお願いします。まず1箇所目です。1番の1筆と2番の2筆になります。3筆とも写真のとおり原野として判断させていただきました。以上です。
議長	事務局から説明がありました。1箇所目について意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。承認される委員は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。それでは2箇所目をお願いします。
事務局	2箇所目は3番の6筆となります。地形の関係からドローンを使えず、下からの写真でわかりづらくて申し訳ありませんが、6筆が段々に位置しておりまして、6筆全てが写真のように笹が茂っております。説明は以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。承認される委員は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。それでは3箇所目をお願いします。
事務局	3箇所目は4番と6番になります。4番は傾斜に竹が茂っております。6番も竹林となっております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。承認される委員は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。それでは4箇所目をお願いします。
事務局	4箇所目は5番が1筆と9番が2筆となっており、5番が竹林となっており、9番については1筆は法面、1筆は山林となっております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思いま

	す。承認される委員は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。それでは5箇所目をお願いします。
事務局	5箇所目は7番と8番になります。7番について、写真では時期的なものでわかりづらいですが、原野として判断させていただきました。8番について、広いため写真でわかりづらいですが、竹林になっていたり原野化しているという状況です。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。承認される委員は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。それでは6箇所目をお願いします。
事務局	6箇所目は10番と11番になります。10番については山林、11番は竹林となっております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。承認される委員は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。それでは7箇所目をお願いします。
事務局	7箇所目は12番と13番と14番です。12番は写真ではわかりづらいのですが、谷の下のほうに位置しております、原野化しております。13番についても、一部雑木等ありますが原野化しております。14番は写真のとおり原野化しております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。承認される委員は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。それでは8箇所目をお願いします。
事務局	8箇所目は、15番が2箇所となっております。1箇所目は法面で原野となっており、2箇所目は時期的にボリュームダウンしておりますが、原野となっております。以上です。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。承認される委員は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで承認とします。議案第21号非農地判断の承認については全て承認されました。次に議案第22号「農地法第3条下限面積の別段面積に関する告示について」の廃止について事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第3条第2項第5号の下限面積要件についてですが、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律により削除されることとなっております。本町においては、農地法施行規則第17条により平成30年9月25日付で別段面積に関して告示しており、農地法の下限面積である50アールから30アールに引き下げておりますが、法改正により下限面積要件がなくなることからこの告示を廃止する必要がありますので、廃止について審議を求めるものです。なお、告示を廃止については、法改正と同日である令和5年4月1日を予定しております。説明は以上です。
議長	事務局から説明がありました。この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	誰でも農地を取得できるようになるということでしょうか。例えば、畑付きの空き家に引っ越して家庭菜園をする場合などですが。
事務局	今後は家の隣で家庭菜園などができるようになりますが、今回の改正は飽くまで面積要件が無くなるだけであり、その他の要件はそのままとなるため、その人が本当に農業をするのかという要件については残ることとなりますので、農業委員会においてはその観点で審議いただくことになるかと思っております。ですので、そういう意味では誰でも取得できるというわけではありませんが、取得し

	やすくなるかとは思いますが。
議長	それでは意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。承認される委員は挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第10回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_